

別添資料4.
「神経発達特性のあるこどもの心の健康」に関する施策整理表

この施策整理表は、神経発達特性のあるこどもの心の健康に関連する母子保健および障害児支援関連事業について、後述する文献（「神経発達特性のあるこどもの心の健康」に関する施策整理表作成時の文献一覧）を参考に作成した。

上段の基本情報の支援対象・対象となる発達段階・介入する段階については、記載が見られないまたは読み取れない場合は一としてしている。

下段のこどもの心の健康に関わる要因との対応は、記載が見られないまたは読み取れない場合は空欄としている。

事業概要		乳幼児健康診査（法定）				母子保健相談指導事業				子どもの心の診療ネットワーク事業				発達障害者支援体制整備事業				発達障害児及び家族等支援事業				巡回支援専門員整備				
基本情報	支援対象	こどもへの支援	○				-				-				-				-							
		養育者への支援（こどもを含まない/相談支援含む）	○				○				-				-				-							
		専門職種への研修・育成	-				-				○				-				-							
		体制整備	-				-				○				○				○							
	対象となる発達段階	胎児期	◎				○				◎				◎				-							
		乳児期	◎				◎				◎				◎				◎							
		幼児期	◎				◎				◎				◎				◎							
		学童期	-				◎				◎				◎				◎							
		思春期	-				◎				◎				◎				◎							
		青年期	-				◎				-				◎				◎							
	補足	1歳6か月児、3歳児				胎児期との記載なし。妊産婦との記載あり				医療機関によって異なる				高齢期まで含む				-								
介入する段階 ¹	一次予防	-				-				-				-				-								
	二次予防	○				-				-				○				○								
	三次予防	○				-				○				-				-								
	事業効果についての評価方法 ²	-				-				-				-				-								
	実施主体	自治体 市町村				自治体 市町村				自治体 都道府県及び指定都市				自治体 都道府県及び指定都市				自治体 都道府県及び市町村								
	事業開始年度 ²	昭和40年 ³				-				平成23年（平成20年よりモデル事業）				平成29年				平成30年（ペアレントメンター養成等はこれ以前から実施）								
	所管省庁	こども家庭庁				こども家庭庁				こども家庭庁				厚生労働省				厚生労働省								
	事業の普及状況	受診率1歳6か月96.3%、3歳95.7% （令和4年度調査）				-				-				発達障害者支援センター98か所（令和5年4月時点）、地域支援マネジャーの配置55か所（n=79 令和3年10~11月調査）				ペアレントメンター養成数 37自治体で計1,725名（平成30年11月調査）				-				
領域		胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	
こどもの心の健康に関わる要因との対応	本人	遺伝的要因	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		身体機能・脳機能	-	◎	◎	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		認知特性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		スキル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		生活習慣	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	養育環境	母体・養育者の心身の状態	◎	○	○	-	○	-	-	-	◎	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
		養育者の知識・関心	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
		応答的関係性	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	○	○
		虐待・ネグレクト	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		経済状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域	保健・医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-
		学び・学校生活	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	○	○
		交流・居場所感	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-
		差別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-
社会	経済的安定性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	社会的安定性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地球環境・災害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	メディア・テクノロジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

<注釈>
1：こどもへの直接的な介入に関して、記載のある事業について「◎」または「○」とした
2：調査対象とした資料中への記載がある場合のみ記載した
3：母子保健法の開始年を記載した

別添資料4.
「神経発達特性のあるこどもの心の健康」に関する施策整理表

	事業概要		障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業内の障害児通所支援				発達障害専門医療機関初診待機解消事業				かかりつけ医等発達障害対応力向上研究事業				児童発達支援				医療型児童発達支援				放課後等デイサービス				
			胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	
基本情報	支援対象	こどもへの支援	○				-				-				○				○				○				
		養育者への支援（こどもを含まない/相談支援含む）	-				-				-				○				○				○				
		専門職種への研修・育成	-				-				-				○				○				○				
		体制整備	-				○				○				○				○				○				
	対象となる発達段階	胎児期	-				-				-				-				-				-				
		乳児期	◎				◎				○				◎				◎				-				
		幼児期	◎				◎				○				◎				◎				-				
		学童期	◎				◎				○				◎				○				◎				
		思春期	◎				◎				○				-				-				◎				
	青年期	◎				-				○				-				-				◎					
補足	最長で満20歳に達するまで（対象）との記載あり		-				-				-				-				-				-				
介入する段階 ¹	一次予防	-		-				-				○				-				-				-			
	二次予防	◎		-				-				○				○				○				-			
	三次予防	-		-				-				○				○				○				-			
	事業効果についての評価方法 ²		-				診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加え検討の記載あり				-				-				-				-				
	実施主体		自治体 市町村				自治体 都道府県及び指定都市				自治体 都道府県及び市町村				自治体 市町村				自治体 市町村				自治体 市町村				
	事業開始年度 ²		平成24年（放課後等デイサービス）				平成31年（発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業）				平成28年				-				-				-				
	所管省庁		こども家庭庁				厚生労働省				厚生労働省				厚生労働省、こども家庭庁				厚生労働省、こども家庭庁				厚生労働省、こども家庭庁				
	事業の普及状況		-				-				-				-				-				-				
こどもの心の健康に関わる要因との対応	本人	遺伝的要因	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		身体機能・脳機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	○	○	○	-	-	-	-	
		認知特性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		スキル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
		生活習慣	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	
	養育環境	母体・養育者の心身の状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	
		養育者の知識・関心	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		応答の関係性	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	
		虐待・ネグレクト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	◎	
		経済状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域	保健・医療・福祉	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
		学び・学校生活	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
		交流・居場所感	-	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	社会	差別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		経済的安定性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
社会的安定性		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地球環境・災害		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
メディア・テクノロジー		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

別添資料4.
「神経発達特性のあるこどもの心の健康」に関する施策整理表

事業概要		居宅訪問型児童発達支援				保育所等訪問支援				
基本情報	支援対象	こどもへの支援	○				○			
		養育者への支援（こどもを含まない/相談支援含む）	-				○			
		専門職種への研修・育成	-				-			
		体制整備	-				-			
	対象となる発達段階	胎児期	-				-			
		乳児期	○				◎			
		幼児期	○				◎			
		学童期	○				◎			
		思春期	○				-			
		青年期	○				-			
介入する段階 ¹	一次予防	-				-				
	二次予防	○				◎				
	三次予防	-				-				
事業効果についての評価方法 ²		-				-				
実施主体		自治体 市町村				自治体 市町村				
事業開始年度 ²		-				-				
所管省庁		厚生労働省、こども家庭庁				厚生労働省、こども家庭庁				
事業の普及状況		-				-				
領域		胎児期	乳児期	幼児期	学童期	胎児期	乳児期	幼児期	学童期	
こどもの心の健康に関わる要因との対応	本人	遺伝的要因	-	-	-	-	-	-	-	-
		身体機能・脳機能	-	-	-	-	-	-	-	-
		認知特性	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
		スキル	-	-	-	-	-	-	-	-
		生活習慣	-	○	○	○	-	○	○	○
	養育環境	母体・養育者の心身の状態	-	○	○	○	-	-	-	-
		養育者の知識・関心	-	-	-	-	-	-	-	-
		応答の関係性	-	○	○	○	-	-	-	-
		虐待・ネグレクト	-	○	○	○	-	◎	◎	◎
		経済状況	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域	保健・医療・福祉	-	○	○	○	-	-	-	-
		学び・学校生活	-	○	○	○	-	○	○	○
		交流・居場所感	-	-	-	-	-	-	-	-
		差別	-	-	-	-	-	-	-	-
	社会	経済的安定性	-	-	-	-	-	-	-	-
		社会的安定性	-	-	-	-	-	-	-	-
地球環境・災害		-	-	-	-	-	-	-	-	
メディア・テクノロジー		-	-	-	-	-	-	-	-	

「神経発達特性のあるこどもの心の健康」に関する施策整理表作成時の文献一覧

各事業の根拠となる法令や大綱に関する資料を参照し、基本情報と各要因への対応状況を整理した。対応状況については、以下の判断基準で整理した。

- (整理表中に◎の記載がある項目)
- ・法令、大綱、公的資料・リーフレット（中央省庁のWEBサイトに掲載されている資料を含む）等の資料中に、対象者や実施内容に関して直接的な記載があれば該当する場合（整理表中に○の記載がある項目）
- ・法令や大綱、公的資料・リーフレットに実施の旨が記載されているが、部分的な記載（単語のみ）や抽象的な表現など、内容に解釈の余地がある場合
- ・自治体やNPO等の作成資料内に、該当すると判断できる情報が掲載されている場合
- ・前後の文意から、対象や事業内容について論理的推論が可能な情報も該当する場合

事業名	対象文献
乳幼児健康診査（法定）	こども家庭庁、乳幼児健診（省令様式）
母子保健相談指導事業	厚生労働省、母子保健相談指導事業の実施について、平成08年05月10日児発第482号
子どもの心の診療ネットワーク事業	国立精神・神経医療研究センター、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修テキスト
	国立成育医療研究センター、"子どもの心の診療ネットワーク事業"、 https://kokoro.ncchd.go.jp （令和5年3月29日閲覧）
	厚生労働省、子どもの心の診療ネットワーク事業事業概要集（令和元～3年度）
発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	厚生労働省、地域生活支援事業等の実施について、障発第801002号
	株式会社政策基礎研究所、厚生労働省令和3年度障害者総合福祉推進事業「発達障害者支援センターの地域支援機能、運営状況等に関する実態調査報告書」
	厚生労働省、"HP発達障害者支援施策の概要"、 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/hattatsu/gaiyo.html （令和5年3月29日閲覧）
	厚生労働省、"令和4年度 発達障害支援施策について"、令和3年度 発達障害支援の地域連携に係る合同会議資料
発達障害児及び家族等支援事業	厚生労働省、地域生活支援事業等の実施について、 https://www.mhlw.go.jp/content/001084414.pdf
	厚生労働省、発達障害児者及び家族等支援事業の実施について、障発 0409第 8号
	発達障害者支援に関する行政評価・監視（平成29年1月20日） 平成30年度障害者総合福祉推進事業「ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査報告書」
障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業内の障害児通所支援	厚生労働省、児童発達支援ガイドライン
	厚生労働省、放課後等デイサービスガイドライン
	厚生労働省、"障害児通所支援について"、社会保障審議会障害者部会 第115回（R3.7.28）
発達障害専門医療機関初診待機解消事業	発達障害者支援法（再掲）
	厚生労働省、令和5年度予算概算要求の概要
	内閣府、令和5年版障害者白書
	本田 秀夫、厚生労働省障害者総合福祉推進事業「発達障害児者の初診待機等の医療的な課題と対応に関する調査」 厚生労働省、発達障害診断名待機解消事業の実施について、障害0327第22号
巡回支援専門員整備（地域障害児支援体制強化事業）	こども家庭庁、障害児支援施策の動向について、令和5年度保健師中央会議（令和5年8月3日）資料5
	厚生労働省、巡回支援専門員を活用した効果的な子育て支援のために
	厚生労働省、巡回相談支援活用マニュアル
かかりつけ医等発達障害対応力向上研究事業	厚生労働省、"発達障害支援施策について"、2022年1月28日市町村セミナー資料
児童発達支援	発達障害者支援法（再掲）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（再掲）
医療型児童発達支援	こども家庭庁、"障害児支援施策について"、こども家庭審議会障害児支援部会 第1回(R5.6.28) 資料1 厚生労働省、社会保障審議会障害者部会（第80回）資料1
放課後等デイサービス	厚生労働省、児童発達支援ガイドライン（再掲）
	厚生労働省、放課後等デイサービスガイドライン（再掲）
居宅訪問型児童発達支援	厚生労働省、"障害福祉サービス等について"、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第28回（R5.5.22）参考資料1
保育所等訪問支援	こども家庭庁、"障害児支援施策について"、こども家庭審議会障害児支援部会 第1回(R5.6.28) 資料1